

公認か「承認」か

——フランス近世出版統制とジャンセニストの出版戦略——

野呂 康

1. 問題設定

近世フランス社会においてジャンセニズムといえ、主にアウグスチヌス恩寵論の独特な解釈と結びついた教会内部の改革運動として知られ、その領域での研究の蓄積は決して少なくない。またこの運動には現代のフランス文学史で大家とみなされるパスカルやラシーヌなどが関与していたこともあり、例えばジャンセニズムの霊性とそれを表現する文学作家の文体などのテーマに、今もなお関心が集中している。

筆者も文学と宗教の関連性という視点から、カトリック独自の概念である聖遺物信仰を軸として、パスカル及びジャンセニストたちの独特な聖遺物観を分析したことがある。その際、近代作家としてのパスカルが如何にしてジャンセニズムの共同体思想を受容し解釈したのかについて調べ、幾つかの試論を書いた^①。だがジャンセニズムについて共同体の形成という観点から思索をめぐらすうちに、より根本的と思われる疑問が生じてきた。その経緯を以下で簡単にまとめてみたい。

ジャンセニズムの名称は神学者コルネリス・ヤンセン^②の名に由来する。ヤンセンの死後、彼の思想や遺著『アウグスチヌス』の擁護者は、フランスにおいてジャンセニストと呼ばれた。ジャンセニスト及びジャンセニズムは自己認定名ではなく、ヤンセンの支持者たちですらこの呼称を拒否し、「アウグスチヌスの徒」と自称していた。だがヤンセンの擁護者たちによる名称拒否の姿勢にもかかわらず、当時の論争において一般にアンチ・ジャンセニストと呼ばれる

論敵たちは、彼らに対し一方的にジャンセニストの名を付与し、用語のレベルでは異端扱いさえしていた。ところでその所謂「ジャンセニスト」の書籍の多くは匿名で書かれ、出版社も出版地も記載されていない。にもかかわらず、出版されるや否や即座にジャンセニストによる危険思想として批判され、例外なく容赦ない反論にさらされた。なぜ匿名かつ一切の情報の剥奪されたテキスト群がジャンセニストに帰されたのか。そもそも誰がジャンセニストと呼ばれ、どのような紐帯でその共同体が形成されたのか。或るジャンセニストの論争家が匿名で意見を述べ、明らかに思想的な中立を標榜し装っている場合ですら、彼らの論争書は間髪をいれずジャンセニストの刻印を押されてしまう。つまり同時代の論争家は、ジャンセニストに固有の特徴を容易に見抜くことができたらしい。

一例として、パスカルが協力したことで知られる『プロヴァンシャル（田舎の友への手紙）』を挙げたい。計 18 ないし 19 通の手紙形式からなるこのテキストは、匿名で印刷されたパンフレである（本論では出版許可申請を義務づけられていない数枚の紙片から数百ページに及ぶ非合法出版された書籍までを含めた論争文書を一括して「パンフレ」とする）。『プロヴァンシャル』では対話者として「ジャンセニスト」やドミニコ会士、イエズス会士などが登場し互いに時事問題を論じる。もちろん長い伝統に支えられた現代のパスカル研究において、パスカルのこのテキストへの関与や、また彼とジャンセニストたちの協働を否定する論者はいない。だがテキストが流通しはじめた時点では、著作者は同時代人に知られていなかった。それなのに、このパンフレは即刻取締の対象とされてしまう。

繰り返しになるが、『プロヴァンシャル』は匿名かつ対話体で書かれている。対話体は、登場人物が互いの意見を交わすがゆえに、著作者が中立を装うのに適した文体であり、そこで展開される会話の流れこそがより優勢な論理を自然に浮き上がらせ、最終的に読者を導く。したがって対話体の『プロヴァンシャル』に、著作者によるジャンセニストとしての態度表明を探しても無駄である。加えて語り手（「私」）自身、ジャンセニストの巣窟と看做されていた「ポール・ロワイヤル」への帰属を明確に否定してさえいる。それならなぜこのテキストがジャンセニストによるパンフレとみなされ、批判が集中したのだろうか

か。

要するにジャンセニストという「妄想」による共同体は、遠くから眺めれば確かに存在する。だが遥から眺めれば輪郭の鮮明な共同体も、次第に近づけば共同体をわれわれに了解させる徴表の一つ一つが別の名を持った曖昧な要素にすぎない。何が個々の特徴をジャンセニズムに結びつけるのか。なぜ（匿名出版なのに）ジャンセニストと呼ばれ、（中立を装うのに）攻撃にさらされるのか。われわれによる当時の出版制度の研究と分析は、以上のような疑問に対する解答の試みとして始められた。

印刷術の発明以降、十六世紀を通じて活字印刷は急速に普及した。十七世紀に入ってなお、魅力と威力を湛えたメディアをめぐり、熾烈な争奪戦が展開されていた。書籍の収集と図書室建設の流行を背景として、王権は書籍に多大な関心を寄せ、王令を乱発しつつ出版と流通の統制を試みていた。また、王権は世俗書と宗教書の別を問わず、出版全体を一元的管理の下に置こうとする。だが宗教書の出版に関して裁定者を自認していた教権は、あからさまな世俗権力の介入に対して既得権益の侵害を感じる。現に王権は 1620 年代から度々宗教書の出版に介入し、フランスにおける教権の代表機関であるパリ大学神学部と衝突していた。以上のような権力争いに、十七世紀後半にさしかかる或る時期、ジャンセニズムが合流する。

ジャンセニズムが宗教運動であるのは言うまでもない。一方で運動が宗教的な革新性や特異性を内在させるなら、それらが際立つほど、新奇で危険な思想とみなされる。他方、王権による事前検閲は秩序壊乱に寄与しかねない思想の排除に向かう。すると出版の自由は認められず、新たな神学思想が従来の思想と対等な立場で対話する可能性は予め封じられてしまう。これでは正邪を決定するはずの論争さえ成立しない。ジャンセニストはこうした不利な事態を前に手を拱いていたわけではない。ここで神学上の公平な論争を求める動きと事前検閲への不満が共通の利害を見出す。

事前検閲という制度の必然的な産物である「正統」に対して、そこから外れる教説は異説、邪説、「異端」のレッテルを貼られ、それらを理由に隠蔽され、非合法出版を余儀なくされる。または非合法出版物であるために、異端扱いさ

れる。この意味でなら合法的な出版活動は正統を、非合法出版は異端を生産するのだと言える。但し論争上の決まり文句である「異端」は、ローマ・カトリック教会において正統（オルトドクス）の対蹠物として定義される異端とは無関係である。フランスの王権が相対的に教皇庁から独立した位置を確保していたとしても、国内の出版統制を徹底する過程で、教義上の異端を断罪する権限など持つはずもない。論争における異端とは、王権の允許を得て出版する著作者たちが、非合法出版を余儀なくされた論敵たちの書籍や思想に対して投げつける中傷の表現に他ならない。もちろんアンチ・ジャンセニストによるこうした語の用法は当時の文脈でも、そして今日から振り返っても不適切極まりないわけだが、対蹠物を設定した上で論敵を「異端」と形容し、自己を「正統」と表象する彼らのイメージ戦略は一定の効果あげた。ジャンセニストがローマに代表を派遣する、「五命題」の異端性を認めつつもそれとジャンセニウスを切り離すよう尽力する、またパスカルが『プロヴァンシャル』の中で異端という用語の不適切さと無根拠を声高に非難する、これら一連の行為はすべて、異端＝ジャンセニズムという既成事実捏造を目論んだ操作に対するやむにやまれぬ反応であった。当時、出版を拒否された非合法文書やパンフレに対して、それほど頻繁に「異端」や「ジャンセニストの書」の名称が用いられ、両者が次第に同一視されるようになっていたのである。非合法出版や異説、異端という用語は互いに結びつきやすく、そこで形成されたネガティブなイメージがジャンセニズムに付着してゆく。

したがって王権による出版統制とジャンセニズムは決して互いに孤立した無関係な動きではなく、場合によっては王権による拒否の身振りで異端としてのジャンセニストの書籍が自動的に生産されるという事態も考えられるのである。筆者はこのメカニズムを解明するために、まずは事前検閲を軸とする出版統制の様態を探り、次いで宗教書出版の権限をめぐる展開された王権とパリ大学神学部の葛藤を分析しつつ、それがどの地点でジャンセニズムと関わるのかについて考察し、これら諸点に関して稿を重ねてきた⁹⁾。

本稿は出版統制とジャンセニズムの関係を探る一連の論考の一部として、前稿に引き続きジャンセニストによる出版統制への反撥と戦略を考察する。以下

では第一に既出の出版統制を紹介した論考の内容を簡単に紹介し、次いで前稿で触れたパンフレの主張を再検討し、最後に出版手続きの一つである「承認」をめぐるジャンセニストの出版戦略について、アントワヌ・アルノー⁽⁴⁾に帰される『教会の聖教父擁護』をとりあげ分析することにした。

2. 出版統制からジャンセニスム論争へ

出版統制の歴史と機構については既出の諸論考で詳述したため極力重複は避けるが、以下本稿でとりあげるテキストを論争史に位置づける必要から、最低限の事柄を紹介しておきたい。

まず王権は出版前の申請と事前検閲を義務づけ、17世紀前半には出版統制制度を確立していた。王国の一機関である大法官府が中心となり、世俗書・宗教書の別を問わず書籍全般の出版可否を判断し、免許状を発行していた。その目的は表向き危険思想や異端書の取り締まりにある。だが王権が出版の決定権を握り、その裁量で普及・流通する書籍が決定されるために、統治上不都合であったり王権を直接間接批判するような書籍にはそもそも認可が下りない。ちなみに「出版免許」(privilège)という語は、王権から付与される「特権」を意味する。「特権」＝「免許」を授けるのが王権であれば、その特権に与る思想のみが公にされ、承認を得て公にされたもののみが正統とされる。すべてその選択と決定は俗権に帰するのである。さらに王権による認可が公による価値の保証となることも考えられる。要するに王権が許可した書籍だけが流通し、流通した書籍だけが読むに値するという事態が生じてしまう。

この原則が宗教書にまで適用されるなら不都合は明らかである。教権は宗教書に関する限り、検閲と正統思想の維持・確立に尽力してきた。してみれば、伝統的に宗教書の裁定機関を自認してきたパリ大学神学部(ソルボンヌ)が、王権の出版統制とそれに伴う既得権の侵害に難色を示すのも当然である。ところでソルボンヌでは数人の神学者を指名し、申請のあった宗教書を検討させてから、神学部全体の名で出版許可を出していた。王国の制度としては大法官に最終的な決定権があるものの、宗教的権威の判断である以上大法官府がソルボ

ソボニヌの判定に異議を唱えるのは難しい。十七世紀前半まで、この慣習は尊重されていた。だが出版統制の一元化を狙う王権、とりわけ大法官府の長である大法官ピエール・セギエ^⑤は、検閲権を教権から奪取すべく巧妙な策を講じる。従来どおり検閲をソボニヌに依頼しておきながら、検閲担当の神学者を買収してしまおうというのである。当時報酬を受けていたのはクロード・モレルとマルタン・グランダン^⑥という二人の神学者であった。検閲担当の神学者が王権から報酬を受け取っている限り、王権の意向に左右されるのは明らかである。また宗教書出版の可否を決定するのは、名目上はソボニヌであるとしても、実質的には報酬を受けた神学者ないし報酬を渡す王権ということになる。こうして王権はソボニヌの権威を内側から骨抜きにし、宗教書の出版に関する権限も手中にしたかに見えた。

この侵犯行為を前にして、ソボニヌは学部の既得権を擁護する立場から反撥した。だが王権に向かうべき反抗は、まずは学部における内部対立の形で表面化する。すなわち「二、三の神学者」、具体的にはモレルとグランダンが、彼らより年長であったり、また彼らより優れた神学者を差しおいて検閲権を行使し、教義を守るべきソボニヌの名の下に、独断と偏見で選別した書籍の出版を許可するのは許し難い。これがソボニヌ内で 1650 年 10 月頃に流通した二人を糾弾するパンフレの主張である^⑦。二人の神学者が王権から報酬を受けることの意味を熟知するパンフレの著作者は、モレルとグランダンの不当を暴き糾弾するだけでなく、実際には彼らを雇うセギエと王権をも射程に入れていた。したがってソボニヌにおける同僚の内輪もめには、王権と教権の検閲権争いが重ね合わされているのだが、ここにさらにまた別の葛藤が絡む要因があった。それがジャンセニスム論争である。

実は宗教書の検閲を担当していたモレルとグランダンはアンチ・ジャンセニストとして、特にモレルはアンチ・ジャンセニストの代表的論客の一人として有名であった。1649 年、現在はアントワヌ・アルノーに帰されている『1649 年 7 月 1 日さきの会合における、パリ神学部学部長ニコラ・コルネ氏の企てに関する考察』が匿名で印刷されると、幾つかの書籍（広義のパンフレ）がそれを支援するかのよう矢継ぎ早に出版される。これらはすべてジャンセニスト

による攻撃とみなされ、すぐさま反論を呼び寄せた。そのうちの一つ『信仰告白の擁護』は、モレルによる反駁文である。モレルのテキストには、もう一人の検閲人グランダンが1650年11月4日付け「允許状」を発行し、背後から盟友を支える。1651年、モレルはさらに『聖アウグスチヌスと教会の真の見解擁護』を出版し、アンチ・ジャンセニスト論陣の主要な一翼を担うことになる。

両陣営の激しい論争は、1653年、教皇による勅書「クム・オッカシオーネ」が發布され、ジャンセニストが勅書を受け入れ沈黙するまで続く。この間の論争の詳細については稿を改めるとして、こうした経緯から容易に理解できるのが、論争家が検閲業務に携わることの不条理である。論争家であるからには当然論敵がいる。論敵は自分の正しさを主張し相手を真っ向から否定する。当時の論争に見られる傾向として、時に相手の反駁を読まないうちから反駁を用意することもあった。現代のわれわれから見れば不誠実の謗りを免れない対応であるが、論争相手に対して一切の妥協は許されない。そうであってみれば、論敵の主張を公にして第三者の判断を仰ぐほど公明正大な論争家も、自分を批判する論敵の論争書に出版許可を与えるほど物好きな検閲人もいるはずがない。論争家として用意した論争書に対して仲間の検閲人に出版允許を発行させ、同時に検閲人として論敵の出版申請を拒否し、公での論争の可能性を根こそぎにする。一般の眼に触れるのは宗教的権威である神学者の承認とそれに基づく王権の出版允許という、二重の保証を付された論争家の書だけで、世は王権と結びついた論争家の主張で溢れるわけである。実際モレルとグランダンはこの通りに動いた。そしてその背後には、やはりジャンセニズムを憎む政治家セギエが控えている。

3. 「承認」(approbation) の機能

さてジャンセニズム論争に話を戻せば、重要なのはモレルのような論争家が出版しているという事実ではなく、正当な手続きを踏んで論争書を公にしているということの意味である。

前述のように事前検閲が徹底されれば、印刷された書籍は単なる認可ばかり

か、王権による価値の認定を受けたことにもなる。すなわち、出版で公衆の判断を仰ぐ以前に、王権が読むに値すると判断した書籍のみが流通する仕組みである。したがって免許状は品質保証書と読み替えられるだろう。ところで書籍商・印刷業者には、免許状の一部ないし全文を書籍に挿入して印刷する義務があった。こうして一冊一冊に挿入され読者の眼前に置かれた免許は、書籍判定の専門家による保証書を意味する。但し恩恵を被るのは免許の取得者ばかりではない。これは免許を発行する側と取得する側、双方の利害に基づくシステムである。免許状を発行する王権は、免許状の数だけ出版に関する権威を誇示する機会を得るし、免許状を掲載する書籍はそのような権威に支えられた出版の認可と保証を同時に手にする。モデルが出版申請をし検閲を経て後、その証拠としての免許状を挿入して印刷させるのは、確かに一見したところ正当な手続きを意味するにすぎない。だが、その実論争家は権威の付与と獲得の仕組みを巧みに利用しているのである。

そればかりではない。書籍を出版するにあたっての正当な手続きにはもう一つ、表面に出にくい段階がある。それが「承認」の取得と発行である。

書籍を出版する場合、まず著作者ないし書籍商・印刷業者から出版申請がなされる。これを受けつける機関の代表が大法官府であり、直接的にはそこで働く国王秘書官である。国王秘書官は申請を受けた書籍に対し、大法官の判断を仰ぐ。ところが王国に一人しかいない大法官がすべての書籍の検閲をするのは不可能である。したがって大法官は「検閲人」乃至「承認者」を指名し、原稿を「委託する」。検閲人乃至承認者は原稿を検討し、出版の可否に関する意見を記して報告書を提出する¹⁸⁾。この報告書が「承認」であり、これを基に国王秘書官が「出版免許状」を作成し、これに大法官が、(多くの場合国王秘書官自らが) 特許の持続期間を書き込む。免許状は提出された原稿と一緒に申請者に手渡され、印刷を待つこととなる。以上が申請から印刷までの流れであるが、出版に際して重要なのももちろんその一部または全文の掲載を義務づけられた免許状である。すると「承認」はどうなるのか。承認は単なる報告書、検閲を委ねられた私人による意見書にすぎない。出版許可を示す免許状が発行されてしまえば、承認は不要となる。したがって理論的には承認が一般の眼に触れることはなく、また大方廃棄されてしまう運命にあったと考えられる。

ところが承認が表に出る場合がある。前掲拙論で分析したモレルとグランタンを糾弾する『弁駁書』において、著作者は「この書の出版を妨げるものは何も見あたりません—モレル[署名]」というモレルの手になる「承認」を揶揄しつつ云う、「この手の新奇極まりない承認を書籍の中に挿入する習慣など以前にはなく、この手のものは表に出ないようにしてあったわけです」。歴史家ニコラ・シャピラが指摘するように、この発言は確かに誇張であり、特に宗教書に関してはこの「習慣」は実際に存在した⁹⁾。とはいえパンフレの著者が読者に対する戦略上誇張する必要があったとしても、必ずしも嘘をついているとはいえない。それは承認と允許状を比較して、その機能の違いを考えれば自ずから理解される。

ただし、宗教書と一般書の違いも考慮せねばなるまい。まず「十七世紀には世俗の検閲人が出す承認が書籍の中で公にされることがない」¹⁰⁾。すなわち世俗書の場合、大法官が検閲人に書籍を委託し、また実際に検閲人が承認を提出していても、その承認は決して表に出ない。このことは『弁駁書』の主張と完全に一致する。ところが宗教書に関して事情は異なる。事実、允許の掲載が王権の権威確立に寄与していたのと同様、「承認を出版すること、それは承認を発行する権限を持つというのを公に示すこと」であってみれば、ソルボンヌがその権益誇示に執着していたのも頷ける。それなら宗教書に限れば承認の発行は意図的に誇示されるものであり、「二義的でほとんど秘密裏になされる慣行」であるどころではなかったのだ¹¹⁾。ゆえに、『弁駁書』の発言も慎重に解釈する必要がある。(允許状ではなく)承認の交付は伝統的にソルボンヌ全体に帰されていた既得権益であり、他の何人も承認の出版を許されない。いわんや、允許と共にまたはその中に、「モレル」や「グランタン」という固有名が挿入されるなどというのは越権行為とみなされてもやむを得ないわけである。こうして『弁駁書』の引用部分は、世俗書に関して言えば承認掲載を否定する発言、宗教書でいえば「新奇極まりない」個人名による承認の挿入を拒否する発言として解釈できるのだが、結局のところ社団としてのソルボンヌが確保しておきたい、承認の交付と出版という既得権益を擁護するための行為なのである。してみれば、この発言を承認否定を印象づけるだけのものとして、一義的に解釈することは出来ないわけである。

ソルボンヌは国家の一社団として、承認の交付とその出版を通して、宗教書の裁定者を誇示し、独占権を主張していた（社団とは法人格を付与された社会集団を指す）。これを踏まえれば、モレルとグランダンが自らが所属する社団を二重に裏切っていたことがわかる。第一に個人名で承認を出し、それをそのまま書籍に挿入させていた。これは明らかに社団を蔑ろにした越権行為である。第二に自ら発行した承認を基に、書籍の出版可否を決定し允許状を発行させていた。また逆に承認を発行しない場合には、自動的に出版の拒否をしていたわけである。彼らに対する職権濫用の非難も的外れとはいえない。社団を蔑ろにした承認手続きと自らを裁定者に位置づけた出版可否の決定、この二重の背反行為が『弁駁書』の著者をして二人の同僚の神学者を攻撃せしめた理由なのである。

書籍承認の裁定には四人の検閲人が指名されなければならない。中庸と公平さを求められる業務であるが、何らかの思想的傾向持たない神学者はいない。それならば本来誰が担当してもよさそうなものである。殊更、検閲人としてのモレルとグランダンを拒否する理由は一見したところ見当たらない。だが検閲人が論争家として筆をとるなら、突如として制度の脆さが露呈されてしまう。一方でモレルは論敵の書籍に対して允許はおろか、承認の交付も拒否する。他方、彼は自らの論争書に、必ず正当な手続きを踏んで承認を得、允許と承認を挿入し出版地・出版社を明示する。翻って、誰のものであれ承認と允許が挿入されていなければ（上に見たように、理論的には二つは連動するはずである）、それは論争家である検閲人が拒否した論敵の書籍ということになる。匿名で允許が挿入されていない非合法出版は、既に或る立場の表明であるとみなせるのである。モレルとグランダンの論敵は正当な手続きを経ない出版を余儀なくされるがゆえに、不在の意味する負の徴表を纏い、即座にジャンセニストと同定されてしまうのである。

以上のような承認と允許をめぐる状況と葛藤を認識して、はじめてそれを逆手に取ったジャンセニストによる戦略の射程をはかることが可能となる。

4. 承認のパロディ

まずは1649年から1653年にかけての時期に「ジャンセニストの首領」⁽¹²⁾と呼ばれた論争家の書、『トレント公会議と聖アウグスチヌスの敵に抗して』⁽¹³⁾からみてゆきたい。このテキストには当時の論争書に観察されるありふれた慣習として、長く説明的な題名が付されている。その中で既にモレルの名が挙げられ、その『信仰告白の擁護』への反駁文であることが明示されている。これだけでも「ジャンセニスト」の符牒を纏っているわけだが、例によってこの書は匿名で出版され、允許が掲載されていない。だがより注目に値するのは、書の冒頭において允許不在の理由がわざわざ説明されている点である。

この書には出版允許が付されていない。なぜならこれがモレル氏とグランダン氏に答えるために執筆されているからである。出版允許はある意味で彼らに依存しているし、彼らに反駁しようと執筆する人々に対して、彼らがそんなものを発行させるはずもないのである⁽¹⁴⁾。

著作者は允許不在の理由を明確に提示している。それはこのテキストが「モレル氏とグランダン氏に答えるために執筆されているから」であるし、また允許が「ある意味で彼らに依存している」からである。このテキストの著作者は論争家としてのモレルを標的にすると同時に、検閲人としての二人の業務を意識しているわけである。

だがさらに驚くべきは、「1650年12月3日」付け、神学部博士シャステランとコパンによる「承認」がわざわざ挿入されている点である⁽¹⁵⁾。

以下に署名するわれわれバリ神学部博士は、『トレント公会議と聖アウグスチヌスの敵に抗して』という題名のついた書乃至論考を読んだことを証明する。そしてこの書の中に、使徒伝来ローマカトリック教会の信仰に反する記述は、何も読みも認めもしなかったことを証明する。したがってここで語られる教義はすべて正統であり、良俗に反するものは何も含まない。上記に基づきわれわれはこの証書に署名した。1650年12月3日。

I. シャステラン

P. コパン⁽¹⁶⁾

もちろんここで、神学書に承認が挿入されていること自体は特筆に値しない。だが、『トレント公会議と聖アウグスチヌスの敵に抗して』が、ソルボンヌ内部での葛藤を暴露しモレルとグランダンを糾弾した前述『弁駁書』の出版直後に上梓されているのは意味深である（『弁駁書』の流通は1650年10月初めのソルボンヌにおける例会以降であるから、その間二月弱という短い期間である）。『弁駁書』では、「この手の新奇極まりない承認を書籍の中に挿入する習慣など以前にはなく、この手のものは表に出ないようにしてあったわけです」という文言で、一見したところでは承認の提示が否定されていた。ソルボンヌ内で用意され、ソルボンヌ内で直前に流布した『弁駁書』を、社団に属する神学者シャステランとコパンがこの時点で知らないことはありえない。当然のごとく、彼らは『弁駁書』の主張を踏まえていた。ゆえに二人の承認への署名は、まるでパロディのような効果をもたらす。一方で正式な手続きを踏んだ出版ではないことは、允許の不在から明らかであるにもかかわらず、他方でモレルとグランダンがしたように「新奇極まりない承認」をわざわざ挿入し、「すべて正統であり良俗に反するものは何も含まない」ことを強調する。つまりシャステランとコパンは承認の通常の意味と用法を熟知した上でそれを逆手にとり、モレルとグランダンの承認行為をパロディ化していることになる。一般に考えれば、神学者としての判断を期待されたモレルとグランダンが出版を拒否するのは、委託された書籍が「正統」ではなく、「良俗に反する」からという理由が予想されるだろう。『トレント公会議・・・』の題名に引用されたイエズス会士ブトー神父の書名『異説、すなわち異端駁論』は、既にこのようなアンチ・ジャンセニストの見方を端的に表し、「異端」を匂わせているわけである⁽¹⁷⁾。だが、そのように出版を拒否された書籍の中で、同じ会に属する同僚の神学者がその逆の事態を「証明」し、承認という形で残す。加えて允許取得のための報告書であるはずの承認が挿入されているのに、允許はみあたらない。補足説明、承認の現前、允許の不在、これらの要素の組み合わせにより、書籍は論争とは異なる歴史の文脈に投げ込まれる。そしてそこには、王権と教権、二分された神学部、ジャンセニスムとアンチ・ジャンセニスム等複雑した二項対立が潜んでいるのである。

5. 承認の二つの経路とその機能

シャステランとコパンによる承認の戦略は、決して一回限りの、それも孤立した行為ではなかった。二人はわずか数日の違いで別の書籍にも署名を残している。「1650年12月7日」の日付をもつ、『教会の聖教父擁護』中の承認がそれである⁽¹⁸⁾。またこのテキストには、オルデン、ブロンデル、カラガンという同僚の神学者による、同じ日に署名された別の承認も付されている。シャステランとコパンによる署名行為の背後には、それに同調する神学者たち、すなわち或る共同体が控えていることがわかるだろう⁽¹⁹⁾。

さてアントワヌ・アルノーに帰される『教会の聖教父擁護』というテキストは、イエズス会士アントワヌ・ジラール⁽²⁰⁾の手になる『異教徒の召命について』の翻訳及びモレルヤルモワヌの著作を反駁するために書かれた論争書である⁽²¹⁾。論争書は共同体を分節し可視化する。論争書が蓄積されるにつれて、ジャンセニストが分節され次第に眼に見える共同体が形成されてゆく。論争のための論争書を執筆する論争家たちは、匿名により自らの位置を隠しながら、その実敵味方の別なく党派性を明かしてしまうのだ。神学上の微に入り細を穿つ争点は別として、『教会の聖教父擁護』とは以上のような論争の機能を担うテキストである。そして背後に控える共同体の主張は、承認の後に置かれた別のパラテキストにより暴露される。

パリ大学神学部の博士たちによるこれら承認の後で、今日、どのようにして承認というものが得られるのかを知らず、また個人の利益のために自らが所属する団体全体の利益を裏切っているのが誰であるか理解していなければ、この書が国王の允許なしで現れたことに驚かれるかもしれない。この人物たちは団体が保持する特権と権利のうち最も崇高なものを会から奪い、これら二人の金で雇われた検閲人が承認というものを統制しているのでなければ、会の最も有能な神学者が書籍に与えているはずの承認を無益なものとしようとする輩である。二人の検閲人は恩寵に関する真の教義の熱狂的な敵であることを公に表明しつつ、彼らが擁護を企てた誤謬を破壊する書籍、憎んでやまない真理を確立する書籍が一切公に現れないよう、ひたすら努めているのである。況や、本著作はこれら所謂検閲人の片割れであるモレル氏

の著作、及びグランダン氏によって承認を与えられたルモワヌ氏の著作と文書に反駁するため書かれたのであってみれば、それらの著作に反論し敵対するような書籍の出版に尽力してもらおうなどと考えるには、彼らの謙譲の精神というのをよくよく高く見積もらねばならないだろう。こうしたことから、二人の博士の企てがどのくらい危険な結果を招くことになるのか判断することが出来る。なぜなら、それはフランスにおける教義の全体を二人の個人の手に乗せてしまうことであるから。精神の光が欠けているのか何か他の人間としての配慮によるのか、二人が一旦教父たちの教義に反する誤謬を抱いたなら、教会の真理と信仰を弁護するために彼らへの反論として書かれたすべての書籍を隠蔽し、安易にそうした誤謬を広めることができるだろう⁽²⁾。

「允許に関する見解」と題されたこの一文は、要するに前掲『トレント公会議と聖アウグスチヌスの敵に抗して』における短い説明書きを敷衍したものである。モレルとグランダンが書籍の検閲人として君臨することで、パリ大学神学部全体の利益を損なう。また団体を蔑ろにすれば、「フランスにおける教義の全体を二人の個人の手に乗せてしまう」ことになりかねない。特にその不都合は「本著作」、すなわち『教会の聖教父擁護』のように論争家モレルと、ルモワヌを支援するグランダンへの反論として準備されたテキストに允許が得られないことに端的に現れる。つまり或る種の著作は「教会の真理と信仰を弁護する」ために書かれているのに、検閲人の意に沿わないという理由のみで、異端扱いされ允許を発行してもらえず、正式な出版を許可されないわけである。このことは前掲拙論で論じた『弁駁書』での主張とも正確に重なる。

だがここでは承認に関心を集中したい。テキストの書き手は承認発行の経路とその機能を問題としている。まず書き手は問題提起をする、この著作には二つも「承認」が付されているのに、なぜ允許状が不在であるのか。それは「どのようにして承認というものが得られるのか」という経路と関係する。承認の発行は通常「団体全体の利益」に関わる事柄であるのに、現在は「この二人の金で雇われた検閲人」の統制下に置かれている。これはとりもなおさず、モレルとグランダンが神学部全体に属する既得権益を侵し、二人の名で承認を発行していることを指す。要するにここで、モレルとグランダンが発行する承認と、テキストの書き手が冒頭に掲げた「これらの承認」とは別物であることが暴か

れているといってよい。すなわち発行の経路が二つ存在している。さらに機能に関していえば、「個人の利害」を優先させた結果である二人の承認は「国王の允許」取得に直結するが、「会の最も有能な神学者が書籍に与えている承認」は「無益なもの」とされ、同じ承認でもこれでは「国王の允許」は発行されない。承認が既述のように允許交付のための報告書であるとするなら、後者の承認は「最も有能な神学者」が——最上級の用法はモレルとグランダンよりも彼らの方が「有能」であることを暗に強調する——内容を保証しているにもかかわらず、允許取得には「無益」とされてしまうのである。こうした記述はもちろん、尋常でない不正な事態を読者に予測させる。

だが以下のように問うことも同様に可能であろう。すなわち、モレルとグランダンは本当に「恩寵に関する真の教義の熱狂的な敵」であり、「教父たちの教義に反する誤謬」を抱えているのか。それともこれは論争上のレトリックで、実はこのような非難を浴びせている書き手の方が教義の解釈を誤っているのではないか。しかしわれわれは裁定者の位置につきたいのではないし、そもそも当時の神学教義に関わる微細な論点にまで立ち入るのは差し控えたい⁽²³⁾。重要なのはテキストが含み持つニュアンスを探り、そこに働く力関係を炙り出すことである。書き手は言う、同じ会に属し、同じように神学者である同僚の承認には「国王の允許」を発行させる効力がない。そのように説明しながら、わざわざ矛盾を強調するかのように、その「無益」な二つの承認を神学者の署名付きで掲載する。この場合承認は、本来の報告書としての機能とは全く異なる働きをする。第一に二種類の承認が存在することを明示する。第二に允許を取得させる代わりに、その不在を際立たせることで允許発行のシステムのいかがわしさを読者に印象づける。第三に『教会の聖教父擁護』の著作者と承認に署名した神学者の共犯関係を理解させ、同時にルモワヌ、モレル、グランダンの協働を描き出す。すなわち承認の挿入により論争の場が分節され、自動的に二つの共同体が現れる。ジャンセニストとアンチ・ジャンセニスト、二つの党派が可視化され対立の図式が浮かび上がる。

6. さらなる承認の効用へ

以上、本稿では承認の二つの経路とそれに伴う機能の相違を検討した。王権と結託したモレルとグランダンの発行する承認は允許状に直結し、それ以外の承認は出版が拒否されたことの表示となる。またそれゆえに 1649 年から 1653 年にいたる時期、非合法出版を意味する允許の不在と承認の現前とは、特殊な論争の場を分節する符牒となる。承認を受ける著作者と承認に署名する神学者、書籍の題名で名指される論争相手と彼を承認で支持する神学者に擁護者、これらの党派性と共犯関係が論争の場で明かされ、次第に共同体としての形が現れてくる。

一般に、書籍に挿入された承認に名前を残せば書籍の内容を保証することになる。だが出版を拒否された書籍の承認に取って署名をすることは、また別の意味を醸し出す。シャステランやコパンは既に允許取得には「無益」であることを承知しつつ、価値や正統性を否認された書籍を取って支持する。またおそらく「国王の允許」不在の承認に署名することの結果として、暗に「国王」の裁定者としての権威を否定することになる。そのような危険性を冒してまで、彼らが承認を執筆するのはなぜか。

多くの場合著作者は匿名であるとしても、少なくともこの闘争に参加する承認者は非合法出版物に実名を残し、出版を拒否された書籍の「恩寵」論に同意を与えている。確かにこの戦いは恩寵とそれをめぐる神学論争を前提とする。だが、そうした神学上の立場の相違を非合法出版に訴えてまで可視化すれば、結局のところ共同体の闘争は単なる神学の教義論争の範囲を大きく超え、王権を巻き込み、その政策の欠点を露出させることにつながる。非合法出版と出版統制拒否の身振りは共振し、やがて共同体への帰属意識を培ってゆく。承認をめぐる闘争は、論争を通じて浮き上がる信の共同体による運動の一環をなしているのである。確かにジャンセニストとは信仰の共同体である。だがジャンセニズムという運動には宗教書にも「国王の允許」を義務づけた出版統制制度の欠点に意識的な構成員たちの闘争も組み込まれていたのである。

承認への署名は、文書と出版に働く力関係を可視化した一つの戦略であった。だがこのような承認とテキストの関係そのものを一般化するわけにはゆかな

い。二種類の承認をめぐる戦略の効用は、特定の時空間で形成された歴史的産物である。非合法出版と結びつく承認がその威力を発揮するのは 1649 年から 1653 年、パンフレの応酬によるジャンセニスム論争が最も激しかった時期であることを忘れてはならない。しかしジャンセニスムの歴史において本来の意味での承認が利用された事例、すなわち承認が直接的に允許取得に結びつくという事例もある。1640 年代、ジャンセニスムという用語が使われ始めた時代、アントワヌ・アルノーが出版した『頻繁なる聖体拝領』という著作とそこに挿入された 43 もの「承認」の出版は一つの出来事であった。大部の著作に相応しく、二十数ページにわたり列挙される承認の後に、「允許状抜粋」が付されている。そこでは承認に如何なる効用が期待されていたのか。允許の現前は、既にそこでの問題が検閲や出版統制ではなかったことを物語る。この問題に関しては稿を改め、承認をめぐる別の考察を展開することとしたい。

注

- (1) 野呂 康、「パスカルの宗教思想——「私の父」の死とテキストとしての『手紙』」、日本フランス語フランス文学会編『フランス語フランス文学研究』、第 73、1998、pp.3-12 : 同、「カグワシキカオリの共同体——パスカルと聖遺物崇敬」、日本フランス語フランス文学会関東支部編『日本フランス語フランス文学会関東支部論集』、第 7 号、1998、pp.41-58.
- (2) Cornelis Jansen(1585-1638). フランス名ジャンセニウス
- (3) 野呂 康、「フランス近世出版統制と文芸の成立——文芸を創る国王秘書官」(「ジャンセニスムと出版允許(2)」)、『関西大学西洋史論叢』、第 9 号、2006 年、pp.17-34 : 同、「フランス近世出版統制史の記述について — その用語と定義」(「ジャンセニスムと出版允許(1)」)、武蔵大学『人文学会雑誌』、第 38 巻第 2 号、2006、63(156)-85(178) : 同、「雇われ検閲人は金を受け取ることができるか——フランス近世出版統制とジャンセニスム」、成城大学フランス語フランス文化研究会編、『AZUR』、第 8 号、2007、pp.53-72.
- (4) Antoine Arnauld(1612-1694).
- (5) Pierre V Segurier(1588-1672). パリ高等法院の評定官、請願審査官、高等法院の部長評定官を経て、1633 年に国璽尚書、1635 年には大法官となる。

- (6) Claude Morel(?-?1679). Martin Grandin(1604-1691).
- (7) このパンフレ (以下本文では『弁駁書』と記す) の主張を分析したのが前掲拙論、「雇われ検閲人は金を受け取ることができるか」である。
- (8) 以下、検閲人 (censeur) と承認者 (approbateur) はモレルとグランダンの例に見られるように、同一人物が検閲と承認の業務に携わることが多いため、本稿において明確な区別は設けない。もちろん検閲をする際、検閲人は必ずしも承認するわけではないので厳密には異なるはずだが、既にわれわれが取り上げた『弁駁書』でも多くの場合両者は併記されている。
- (9) 前掲拙論、「雇われ検閲人は…」、p.61.
- (10) Nicolas Schapira, *Un professionnel des lettres au XVII^e siècle-Valentin Conrart : une histoire sociale*, Champ Vallon, <Epoques >, 2003, p.143.
- (11) *Id.*, pp.142-143.
- (12) 「ジャンセニストの首領」(Patriarche des jansénistes) とは以下の論争書において、著作者がアマブル・ブルゼイスというジャンセニストに用いた呼称である。Pierre de Saint Joseph, “*Avis au lecteur*” (sans pagination), *Lettres de remerciement à Monsieur l'Abbé Bourzé. Avec la Response à ses Conférences théologiques, Premier Paquet contenant l'Examen de la première conférence par un prestre de l'Eglise Catholique Apostolique & Romaine*, 1650. ブルゼイスについては拙論で簡単な紹介を試みた。野呂 康、「『文学』成立以前を語るテキストー歴史記述としての伝記『ブルゼイス』」、東京都立大学仏文研究室編『佛文論叢』第 12 号、2000、特に pp.84-86.
- (13) Amable de Volvic, *Contre l'adversaire du Concile de Trente et de saint Augustin : Dialogue premier : Ou l'on découvre la confusion, & les contradictions estranges des Dogmes Théologiques du P. Petau ; & où l'on réfute un libelle du mesme Père, intitulé insolemment, Dispute contre l'Hétérodoxe, c'est à dire, contre l'Hérétique. Où est aussi réfuté par occasion un petit libelle de M. Morel, dont le titre est, Défense de la Confession de la foy Catholique alleguée, Par Amable de Volvic. Avec l'approbation des Docteurs*, 1650.
- (14) 同書、ページ番号なし。この部分は既に前掲拙論、「雇われ検閲人は金を受け取ることができるか」、pp.66-67 で引用し分析を試みた。
- (15) Francois Ytier Chastelain(1578-?). 1614 年に神学博士となり、1635 年神学部学部長 (syndic) に就く。Pierre Coppin(?-1667). 1616 年に神学博士、プロワの司教座教会参事会員及びサン・ランベール・ド・ヴォージラル教会主任司祭。V. Sous la direction de Jean Lesaulnier et Antony McKenna, *Dictionnaire de Port-Royal*, Paris, Honoré Champion, 2004.

- (16) 前掲書（註 13）、ページ番号なし。
- (17) ちなみにプトー（またはペトー）神父の著作はほとんど、当時最大手の書籍商・印刷業者であるクラモワジから出版されている。Denis Petau (1583-1652). イエズス会士。1605 年ナンシーで修練に入る。後、ランス、ラフレッシュ、パリでレトリックを講じる。Carlos Sommervogel et Augustin de Backer, *Bibliothèque de la Compagnie de Jésus*, Paris, Picard, 1890-1900. Corrections et additions à la *Bibliothèque de la Compagnie de Jésus* par Ernest-Marie Rivière, 1911-1930 ; Marc Fumaroli, *Âge de l'éloquence*, Genève, Droz, Paris, H. Champion, 1980, pp.392-397. フユマロリはジャンセニスム論争には言及していない。
- (18) [Antoine Arnauld], *l'Apologie pour les saints pères de l'Eglise, défenseurs de la Grâce de Jésus-Christ. Contre les erreurs qui leur sont imposées : Dans la traduction du Traité de la Vocation des Gentils, attribué à S. Prosper, & dans les Réflexions du Traducteur. Dans le livre de M^r Morel, Docteur de Faculté de théologie, intitulé Les véritables sentimens de S. Augustin & de l'Eglise. Et dans les Ecrits de M^r le Moine Docteur de Faculté de théologie, & professeur en théologie, dictés en 1647 & 1650, Par le Sieur de La Motte, Docteur en théologie*, Paris, 1651, avec Approbations des docteurs.
- (19) Henri Holden (1596-1662). アンリ・オルデン、1636 年に神学博士となる。Jean-Baptiste Blondel (1602-1675). ジャン-バチスト・ブロンデル、1635 年神学博士、サン-マルセル街のサン-イポリット教会主任司祭。Jean Callaghan (?-1664). ジャン・カラガン、1642 年神学博士、クール-シュヴェルニの小修道院長。
- (20) Antoine Girard (1604-1679).
- (21) Alphonse Le Moyne (?-1659). アルフォンス・ルモワヌ、1630 年神学博士、マドレーヌ教会主任司祭、王の神学教授。
- (22) [Antoine Arnauld], *l'Apologie pour les saints pères de l'Eglise...op.cit.* における「允許に関する見解」。
- (23) ついでにいえば党派が分節される瞬間及び論争空間内部においては、どちらがより正しくどちらが「誤謬」を抱いているのかを判断することは不可能であろう。敢えてその決定を下すならば、この二者を超越する力を想定せねばならない。もしそれが「国王」であるとすれば、アルノーやシャステラン、コパンの展開する闘争は振り出しに戻ってしまう。なぜなら「国王の允許」を手にはしているのは、モレルとグランダンだからである。それならば超越的な裁定者とは読者＝世論であろうか。本来ならこれも同様に危うい。というのも二人の検閲人に「隠蔽」されてしまえば論争の舞台に上ることもできず、また非合法出版という負を予め背負い込んだテキストを読者に提供せざるを得ないからである。そうであってみれば「承認」の戦略が最終的に赴くのは、「国王」乃至王国の裁定機関としての大法

官府の権威を否定し、こうして分節された両派を超越する別の裁定者を捜し求める戦いであるということになるだろう。果たしてそこまでの戦略上の射程と見通しが「無益」な承認を乱発して戦いを挑む共同体にあっただろうか。これはまた別の問題である。

A Z U R

本記事は、成城大学フランス語フランス文化研究会の
機関誌『AZUR』第9号(2008年3月発行)に掲載されました。

成城大学フランス語フランス文化研究会

Société d'étude de la langue et de la culture françaises
de l'Université Seijo

http://www.seijo.ac.jp/graduate/gslit/orig/areas/europe/azur_index.html